

## 飲食店のみなさんへ

- あなたのお店は迷惑をかけていませんか -

川崎市環境局環境対策部環境保全課 騒音振動担当

電話(直通) 044-200-2525

FAX 044-200-3921

e-mail 30hozen@city.kawasaki.jp

飲食店営業についても、工場などと同様に、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例により守らなければならない騒音の基準などが定められています。

本パンフレットを御覧いただき、快適な生活環境づくりに御協力ください。

### 1 規制を受ける対象

#### 飲食店

- 一般食堂
- 料理屋
- 旅館・ホテル
- レストラン
- 軽飲食店
- スナック
- すし屋
- ビアガーデン
- 中華料理店
- 大衆酒場
- バー
- カフェ
- そば・うどん屋 など

#### 音響機器

- カラオケ装置
- ステレオ
- 有線放送
- 楽器 など



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

2 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、  
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、  
田園住居地域の方へ

午後 6時	午後 11時	午前 0時	午前 6時
45デシベルまで		使 音 え 響 ま 機 せ 器 ん は	営業できません

- 午後6時～午後11時 … 音量の規制基準は45デシベルです。
- 午後11時～午前0時 … 音響機器は使用できません。  
(外部に音が漏れない防音対策を講じた場合は除く)
- 午前0時～午前6時 … 営業できません。  
(付近の状況からみて騒音による公害が生ずる恐れがない場合は除く)

3 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、  
その他の地域の方へ

午後 6時	午後 11時	午前 6時
50デシベルまで		音響機器は使えません

- 午後6時～午後11時 … 音量の規制基準50デシベルです。
- 午後11時～午前6時 … 音響機器は使用できません。  
(外部に音が漏れない防音対策を講じた場合は除く)

4 近隣商業地域の方へ

午後 6時	午後 11時	午前 6時
60デシベルまで		音響機器は使えません

- 午後6時～午後11時 … 音量の規制基準60デシベルです。
- 午後11時～午前6時 … 音響機器は使用できません。  
(外部に音が漏れない防音対策を講じた場合は除く)

## 5 商業地域、準工業地域の方へ

---

午後 6時	午後 11時	午前 6時
60デシベルまで	50デシベルまで	

- 午後6時～午後11時 … 音量の規制基準 60 デシベルです。
- 午後11時～午前6時 … 音量の規制基準 50 デシベルです。

## 6 工業地域の方へ

---

午後 6時	午後 11時	午前 6時
65デシベルまで	55デシベルまで	

- 午後6時～午後11時 … 音量の規制基準 65 デシベルです。
- 午後11時～午前6時 … 音量の規制基準 55 デシベルです。

## 7 午前0時以降も営業する方へ

- 外部騒音の防止 … 午前0時から午前6時までは、外部騒音が生じないように努めなければなりません。

※外部騒音とは、営業のために店の外で発生する「人の声」「自動車の発着音」「自動車のドアの開閉音」などを言います。

## 8 命令と罰則

騒音の規制を守らないために、公害が発生した場合は、その規制を守ることを命じられます。なお、この命令に従わないときには1年以下の懲役、または50万円以下の罰金が課せられます。

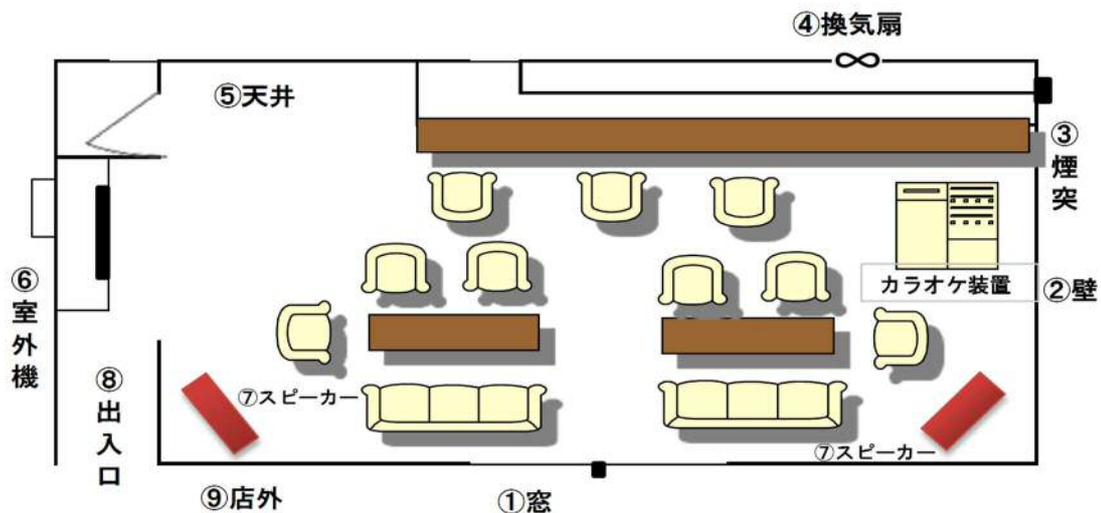
## 9 お店の音を調べてください

- カラオケは近所迷惑になっていませんか。
- お店の雰囲気を出す有線、テレビ、ステレオ、楽器等の音は大きくしていませんか。
- お客の送り迎えは静かにしていますか。
- お客の車騒音で迷惑をかけていませんか。
- 空調機器・換気扇・ダクトなどで迷惑をかけていませんか。店の外に出て音を聞いてください。

※お店の音を計りたい方は、環境局環境保全課騒音振動担当まで御連絡ください。

## 10 防音対策はご存知ですか

- 防音対策が必要になりましたら、次のポイントを参考に実施してください。



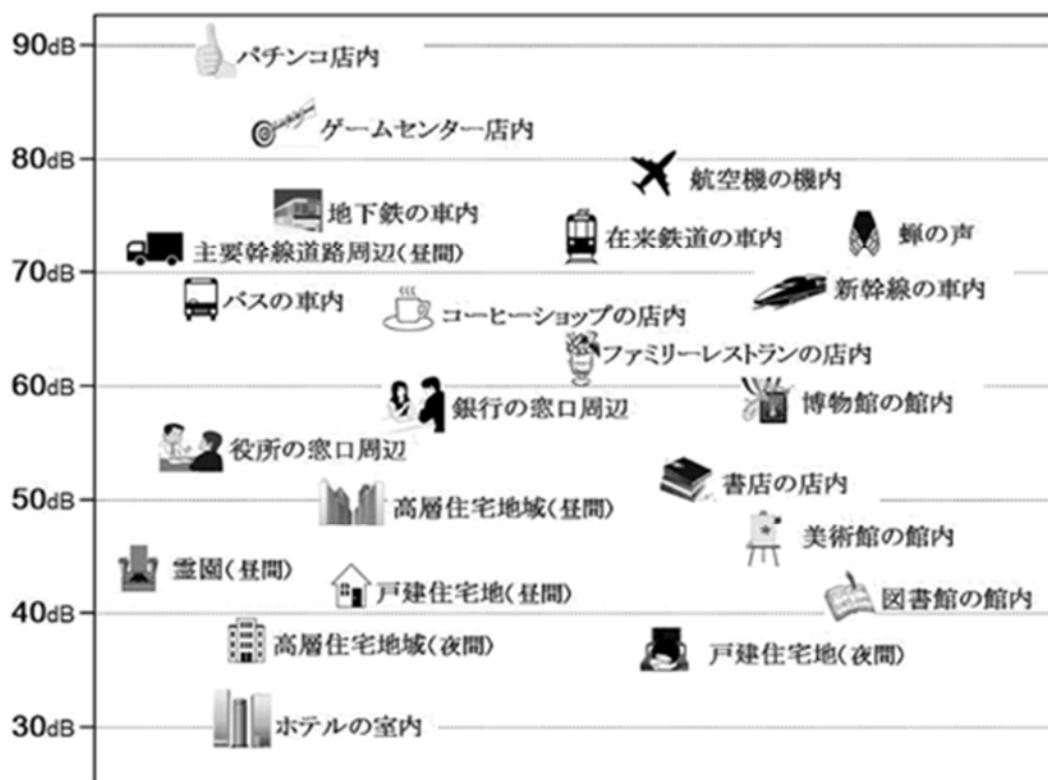
- ①窓〔二重にする〕
- ②壁〔防音材を使う〕
- ③煙突など〔できるだけ高いものにする〕
- ④換気扇〔消音型にする〕
- ⑤天井〔防音材を使う〕
- ⑥クーラー室外機〔防音対策をする〕
- ⑦スピーカー〔音量出力を小さいものにする〕
- ⑧出入口〔二重構造にする〕
- ⑨店外〔大声で送り迎えをしない〕

- 効果のある防音材と減少できる音量は、次のとおりです。

窓	アルミサッシ引き違い窓	20デシベル
	アルミサッシ窓	25～30デシベル
	防音サッシ	25～30デシベル
換気扇	防音型	30デシベル
壁	コンクリートブロック〔モルタル仕上げ〕	40デシベル
	鉄筋コンクリート〔モルタル仕上げ〕	45デシベル
出入口	木製ドア	15～20デシベル
	鋼製ドア	20～25デシベル

## 1.1 身近な騒音の例

- 身近な騒音の例とその大きさを示すと、次のようになります。



## ※ もし苦情を言われたら！？

苦情を言うまでにはずいぶん我慢し悩むものです。相手の立場になって考えましょう。簡単にできることは早めに対策をとりましょう。解決のためには話し合いも必要です。

日頃からのコミュニケーションが大切です。

## 【案内図】



川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第三庁舎 17階

環境局環境対策部環境保全課 騒音振動担当

電話 044(200)2525

FAX 044(200)3921

e-mail 30hozen@city.kawasaki.jp